

地方公営企業会計制度の見直し(イメージ)

改正前の貸借対照表(B/S)

資産	負債
	資本
	借入資本金 (企業債)
	償却資産に係る補助金等

改正後の貸借対照表(B/S)

資産	負債
	資本
	企業債
	償却資産に係る補助金等
	引当金
	資本

実体は借入金と変わらないため、負債に整理する。

減価償却見合い分を収益化するため、会計処理上、負債に整理する。(償却資産に係る補助金等が損益計算書上、収益として計上されることとなる。)

任意計上とされていたものが、引当金の要件に該当する場合は、計上が義務化される。

負債が上記の要因により増加する分、資本は減少する。

改正前の損益計算書(P/L)

【医業収益】A
【医業費用】B
引当金計上に関する費用 (退職給与引当金、修繕引当金)…任意
…
減価償却費
…
医業損益C(A-B)
【医業外収益】D
…
【医業外費用】E
経常損益F(C+D-E)
【特別利益】G
【特別損失】H
当年度純損益 F+G-H

改正後の損益計算書(P/L)

【医業収益】A
【医業費用】B
各種「引当金」の計上に要する費用 (退職給付引当金、賞与引当金、貸倒引当金…義務化
…
減価償却費
…
医業損益C(A-B)
【医業外収益】D
長期前受金戻入
【医業外費用】E
経常損益F(C+D-E)
【特別利益】G
【特別損失】H
退職給付引当金に係る費用 賞与引当金に係る費用
当年度純損益 F+G-H

○引当金の要件(※)に該当する場合に計上が義務化  
○退職給付引当金は、当該年度の引当に要する費用(退職金支給額等)を計上

「みなし償却制度」の廃止により、減価償却の対象が償却資産の取得額全体となる。(従来の減価償却の対象は、償却資産の取得額から補助金等を除いた額)  
⇒費用が増加

償却資産に係る補助金等(長期前受金)は、一旦負債に計上した上で、減価償却見合い分が収益として計上される。  
⇒収益が増加  
※従来、損益計算書に計上されなかったもの

H25年度までに引き当ておくべき退職給付引当金を計上。(5年以内の分割計上であれば特別損失として処理が可能)

H25年12月からH26年3月分の賞与を計上。(H26年6月に支給される賞与はH25年12月からH26年5月までの労務の対価として支給されるが、H25年12月からH26年3月分は前年度に属する費用として認識されるため。)

増加額は相殺

(※)引当金計上の要件

- ・将来の特定の費用又は損失である
- ・その費用又は損失の発生が当該事業年度以前の事象に起因する
- ・その費用又は損失の発生の可能性が高い
- ・その費用又は損失の金額を合理的に見積もることができる